ホ　その他の管理措置

(1)　受託調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、法第四十二条第一項において当該受託調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるべき者として同項第一号に掲げる者に対し、当該委託に係る業務のうち当該受託調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を求めること。

(2)　(1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

二　法人等（独立行政法人等を除く。）　次に掲げる措置

イ　組織的管理措置

(1)　受託調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

(2)　受託調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

(3)　受託調査票情報に係る管理簿を整備すること。

(4)　受託調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

(5)　受託調査票情報を取り扱う者以外の者が、受託調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(6)　受託調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

ロ　人的管理措置

(1)　受託調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(i)　法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(ii)　暴力団員等

(iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により受託調査票情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者

(2)　受託調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

ハ　物理的管理措置

(1)　受託調査票情報を取り扱う区域を特定すること。

(2)　受託調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置（法第四十二条第一項第一号に掲げる者が法第三十三条第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合にあっては、受託調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置）を講ずること。

(3)　受託調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4)　受託調査票情報を削除し、又は受託調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。